

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進事業
「銀の馬車道」グルメで魅力アップ
仕様書

1 仕様概要

本仕様書は、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進事業「銀の馬車道」グルメで魅力アップの業務内容及び要件等を定めるものであり、事業者は本仕様書に従って業務を執行する。なお、業務の詳細については、事業者の提案を基に、双方協議のうえ決定する。

2 事業目的

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」のストーリーの魅力発信や、日本遺産を通じた地域活性化、周辺の魅力を含めた地域のブランド化を図るため、グルメの力として「銀馬車かぼちゃ」を活用し、エリアイメージを構築していく。

また、銀の馬車道沿線地域が一体となり「銀馬車かぼちゃ」に親しんでもらうとともに、地域外に向けてもPRを行い「銀の馬車道・鉱石の道」の認知度向上を目指す。

- | | |
|----------------|--------------------|
| 3 実施主体 | 銀の馬車道ネットワーク協議会 |
| 4 実施方法 | 民間企業等への委託 |
| 5 委託上限額 | 2,500 千円以内（税込み） |
| 6 実施時期 | 契約締結日～令和4年3月31日（木） |
| 7 事業内容 | |

(1) 銀馬車かぼちゃを用いたメニューの提供と沿線地域への再訪を促す仕掛けづくりの実施

銀の馬車道沿線各店舗で「銀馬車かぼちゃ（白皮かぼちゃ）」を使用したメニューを期間限定で提供し、「銀馬車かぼちゃ」を銀の馬車道のシンボルとして広めていく。あわせて、メニュー提供地域で銀馬車かぼちゃを何度も味わってもらい、沿線地域への誘客につながる仕掛けづくりを実施する。

- ① メニュー提供の店舗数は20店舗以上とし、沿線市町（姫路市、福崎町、市川町、神河町、朝来市）すべての箇所に設定すること
- ② 参加者が、「銀の馬車道・鉱石の道」のストーリーに触れることが出来る仕組みを取り入れること
- ③ 銀馬車かぼちゃのブランド化、地域の活性化を図るための具体的な手法を提案すること
- ④ 告知ポスター、チラシ等を制作し、効果的なPRを行うこと
- ⑤ エンドユーザー、参画店舗へのアンケートを実施し、情報収集、分析を行うこと
- ⑥ 実施期間は令和4年2月末までの期間のうち、3ヶ月間とすること

(2) ハロウィンイベント

「銀馬車かぼちゃ」を用いて、ファミリーや若者、中高年に至る幅広い世代が参加できるハロウィンイベントを開催し、「銀馬車かぼちゃ」を銀の馬車道のシンボルとして親しんでもらう。また、イベントの中で「銀の馬車道・鉱石の道」のストーリーの魅力を発信し、地域のブランド化、活性化を図る。

- ① 実施は1回とし、令和3年10月とすること
- ② 事業(1)と連携した内容とすること
- ③ 沿線(姫路市、福崎町、市川町、神河町、朝来市)の市町において実施すること(市町や観光協会等と連携することが望ましい)
- ④ 体験型のイベントとすること
- ⑤ テーマソング「かぼちゃの街道」を活用すること
- ⑥ 参加者が、「銀の馬車道・鉱石の道」のストーリーに触れることが出来る仕組みを取り入れること
- ⑦ 銀馬車かぼちゃのブランド化、地域の活性化を図るための具体的な手法を提案すること
- ⑧ イベントの告知ポスター、チラシ等を制作し、効果的なPRを行うこと

(3) 「銀馬車かぼちゃ」を活用した企画等の実施

「銀馬車かぼちゃ」を銀の馬車道のシンボルとしての認知度向上を図るための企画等を行う。地域内だけではなく、地域外の方に向けてもPRを実施し、広く「銀馬車かぼちゃ」としてのエリアイメージが広まるよう工夫する。

- ① 実施期間は令和4年2月末までとする
- ② 地域内外の人に向けて認知度が向上するようマスコミ、SNS、情報誌等幅広い情報発信を行うこと
- ③ 参加者が、「銀の馬車道・鉱石の道」のストーリーに触れることが出来る仕組みを取り入れること
- ④ 銀馬車かぼちゃのブランド化、地域の活性化を図るための具体的な手法を提案すること
- ⑤ 企画等の告知ポスター、チラシ等を制作し、効果的なPRを行うこと

(4) その他

- ① 関係団体との連絡調整、関係文書の作成
- ② その他付随する業務

8 著作権

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は銀の馬車道ネットワーク協議会に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物を改編したものを含む。)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、銀の馬車道ネットワーク協議会は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これ

を無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

9 留意事項

- (1) 業務の遂行状況について随時事務局（兵庫県中播磨県民センター県民交流室産業観光課内）に報告を行うなど、連絡を密に行うこと。
- (2) 原則として、受託者は本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合には、事務局の指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定める。仕様書に関しての疑義についても同様とする。

10 実績報告書・成果物の提出

- (1) 本業務に係わる実績報告書（実施概要、実績、効果、アンケート分析、イベント実施の際の記録写真等）
- (2) 事業実施において作成したデータ（実績報告書含む）
- (3) メニュー提供等のアンケート用紙原本
- (4) その他当該業務において作成した広報物（ポスター、チラシ等）